

トラブル事象等について

1. 前回監視円卓会議以降のトラブル事象について

前回の監視円卓会議（平成 23 年 7 月 19 日開催）以降、北海道及び室蘭市に区分Ⅱと区分Ⅳのトラブル事象をそれぞれ 1 件報告し、PCB 処理情報センター及びホームページにて公表しております。

なお、区分Ⅰのトラブル事象はありませんでした。

・前回の監視円卓会議以降に報告・公表したトラブル事象（概要版を添付する。）

事 象	発生日	区分
1. 解体作業員の軽度熱中症の発症	8 月 27 日	Ⅳ
2. 浄化槽排水全窒素の排出管理目標値（日間平均）の超過	10 月 7 日	Ⅱ

※：事象区分の考え方

区分	該当する事象
Ⅰ	(1) 緊急時マニュアルで定める緊急事象・異常現象 (2) 休業 4 日以上の労働災害
Ⅱ	(1) 協定で定める排出管理目標値を超過又は超過するおそれが生じた場合 (2) 3 日以下の休業に係る労働災害
Ⅲ	(1) 環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象 (2) 不休災害
Ⅳ	(1) 環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象 (2) 0.5 mg/kg の超える PCB を含む油のオイルパン内の漏洩 (3) 微傷災害（区分Ⅰ～Ⅲに該当しない軽微な労働災害）

2. 不具合事象等の公表件数について

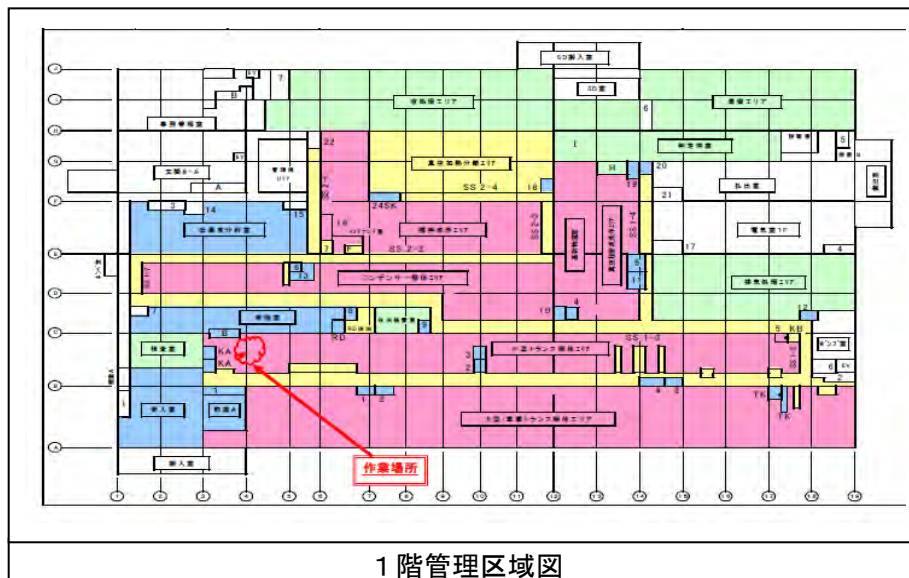
前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に 17 件の不具合事象と 12 件の不具合事象未済を報告し、PCB 処理情報センターにて公表しております。

対象期間	不具合事象 件数	不具合事象 未済件数	報告・公表日
平成 22 年 7 月 1 日～31 日	5	6	平成 23 年 8 月 10 日
平成 23 年 8 月 1 日～31 日	5	8	平成 23 年 9 月 12 日
平成 23 年 9 月 1 日～30 日	7	2	平成 23 年 10 月 11 日

平成 23 年 8 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅳ
件名	解体作業員の軽度熱中症の発症	
発生日時	平成 23 年 8 月 27 日(土) 10 時 30 分頃	
発生場所	処理棟1階 小型トランス解体エリア 除塵室(管理区域レベル3)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症者は運転会社の解体作業員で33歳の男性社員であった。 ・ 当日の作業は、抜油した小型トランスの蓋を取り外す作業であった。 ・ 作業の装備は、エアメット、化学防護服(ポリプロピレン製で内部からの通気性あり)、手術用手袋(2重)、ゴム手袋、ゴム長靴及び下着であった。 <p>【時系列】</p> <p>8/27 9:30 小型トランス解体班副班長による作業前の体調確認後、除塵室に入室。</p> <p>10:30 作業終了で前室に移動したところで体調不良(発汗、目まい、全身倦怠)となる。同僚の手助けで保護具を外して救護室に搬送。救護室では経口補給水を摂取し、頭部と体を冷やしながらかついで安静にして、経過観察とした。</p> <p>11:30 1時間経過して症状は若干緩んだが、体温が 37.5℃あったことと体調不良が継続していたことから、病院に搬送することとした。</p> <p>11:50 診察開始。診察の結果、軽度の熱中症の症状であり、点滴500mLを投与した。</p> <p>12:50 症状の改善が見られたことから、帰宅休養指示で自宅休養とした。</p>	
事象による影響	なし	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本作業における WBGT 値(暑さ指数)は、除塵室の作業環境(室温 25.5℃、相対湿度 40%:通常と同様)に化学防護服着用の補正係数を考慮して算出した結果 21℃で、当日の作業量から判断した熱中症の基準値 26℃より十分低い作業環境であった。 ・ 作業員は、十分な睡眠で朝食も摂取していたが、2週間前からカゼ薬を服用していた。 ・ 作業時間は1時間であったが、遮蔽フード内の作業が引き金となって発症したと推定。 	
再発防止対策	<p>再発防止対策の立案にあたっては、産業医の意見を踏まえて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽フード内の作業に先立ち実施する体調確認において、前日までの発熱・咳・嘔吐・下痢・二日酔いを確認項目に追加することで、より確実に行うこととした。 ・ 当該作業場所は熱中症発症のリスクが十分低い作業環境であることから、体調確認を確実に行うことにより、設備や室温等の改善は行わないこととした。 	
水平展開	特になし	
連絡・公表の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事象区分の判断:複数回の通院を必要としない不休災害であり、区分Ⅳの3「微傷災害」に該当 ・ 対外対応:8/29 11:40～ 胆振・市及び道に電話にて第一報連絡 8/31 室蘭労働基準監督署に連絡(休業災害ではないため法令報告は不要) ・ 報告・公表:「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、9/12 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。 	

図



平成 23 年 10 月 7 日に判明したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅱ
件名	浄化槽排水中の全窒素(日間平均)の排出管理目標値の超過	
発生日時	平成 23 年 9 月 27 日 16 時 30 分～9 月 28 日 8 時 30 分(判明:10 月 7 日 13 時 00 分頃)	
発生場所	浄化槽出口(50 人槽及び 45 人槽の合流後の活性炭槽後)	
環境への影響	水質汚濁のおそれ(但し、最終放流口前で冷却水と合流して希釈されるため、環境への影響は十分低くなっている。)	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>処理施設内の生活排水は、浄化槽(50 人槽及び 45 人槽の並列設置)により処理され、その処理水(10m³/日)は冷却水(300m³/日)と合流後、雨水幹線排水路へ放流している。</p> <p>【時系列】</p> <p>9/27 16:30、9/28 0:30,8:30 浄化槽出口で排出源モニタリングのため、浄化槽排水を採取。</p> <p>10/7 13:00 分析会社から分析結果をメールにて受領。全窒素のデータが 34,37,32mg/ℓ(日間平均 34mg/ℓ)で、環境保全協定で定める排出管理目標値の最大値(60mg/ℓ)は下回っているが日間平均(30mg/ℓ)を超過していることを確認。(他の生活環境項目は全項目について排出管理目標値以下)</p> <p>13:15 直ちに所長以下関係者による対策会議を招集し、初期対応(行政等への連絡、浄化槽排水のサンプリング及び分析会社への分析依頼、浄化槽管理会社に対する放流停止に向けた準備の実施の指示等)を決定。</p> <p>13:40 浄化槽出口で浄化槽排水を採取後、分析会社に搬送。</p> <p>14:00 胆振総合振興局環境生活課より、浄化槽排水の放流を停止して停止時刻を報告するよう指示あり。</p> <p>15:00 浄化槽管理会社による仮設水槽(5m³×2基)と各浄化槽出口間の仮設配管工事が完了し、浄化槽排水の放流停止を実施。</p> <p>17:30 プレス公表(FAXによりマスコミ各社に投げ込み)</p> <p>10/8 8:58 前日採取試料の分析結果が判明。18mg/ℓで排出管理目標値以下であった。</p>	
事象による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽排水の放流停止(最終放流口へのラインを閉止し、各浄化槽の処理水を仮設タンクに一時貯留し、バキュームカーにて室蘭市尿管前処理施設へ移送して処理) 	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で判明している事項は以下のとおり。 ① 一昨年の浄化槽トラブルの原因はブロワのベルト切れによるばっ気不良であったが、今回の事象ではブロワは正常に動作していた。 ② 45 人槽増設後毎週実施している簡易分析(パックテスト)による全窒素の結果は 5～8mg/ℓで良好であった。 ③ 9 月定検において工事業者は仮設の手洗い水や仮設トイレを使用しており、処理施設内の生活排水は通常よりも少なかった。(日平均:8 月 7.2m³→9 月 6.5m³) ④ 9/30 に 50 人槽の汚泥を 23m³ 引き抜いており、これにより全窒素が改善(10/7 の時点で 18mg/ℓ)された可能性がある。 ・ 上記のような管理記録の精査の他、浄化槽内の詳細点検や流入水・処理水の分析を適宜実施する等、浄化槽メーカー及び浄化槽管理会社と協同で原因究明を実施中。 	
再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 究明した原因に基づき、適切に再発防止対策を講じる。再発防止対策を講じた後、水質が安定したことを行政に報告した上で放流再開の手続きを進める。 ・ 管理強化のため、全窒素の JIS 分析を当施設で実施できるよう分析装置を手配中。 ・ 分析会社では全窒素が高いことを 9 月中旬に把握していたが、別分析所での再分析後に当社に報告した。今後は異常データが出た場合、すぐに連絡するよう申し入れた。 	
水平展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止対策を踏まえて検討する。 	
連絡・公表の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事象区分の判断:区分Ⅱの1「環境保全協定に定める排出管理目標値の超過」に該当。 ・ 対外対応:10/7 13:18～ 胆振総合振興局、室蘭市及び道庁に電話にて通報。 15:08 道庁・胆振・室蘭市に浄化槽排水の放流停止を電子メールにて連絡。 18:10～19:10 新聞社による取材(10/8・9朝刊に記事掲載)。 10/8 9:21 道庁・胆振・室蘭市に前日採取分の分析結果を電子メールにて連絡。 10:45 室蘭市消防本部予防課に排出管理目標値超過を電子メールにて連絡。 10/11 10:15～12:00 環境保全協定に基づく胆振及び室蘭市の立入検査。 18:30 通報連絡票(第1報)により、道庁・胆振・室蘭市に対して概要を連絡。 ・ 公表:「通報連絡・公表の取扱い」に基づき、10/7 17:30 に FAX にてプレス公表し、同日 18:30 に当社ホームページ及び PCB 処理情報センターにてプレス文を公表した。 	
添付資料	プレス文、分析結果(前回と今回のモニタリング結果及び 10/7 の分析結果)、浄化槽と仮設水槽等の配置図及び写真	

News Release

平成 23 年 10 月 7 日

浄化槽排水の停止について

平成 23 年 10 月 7 日、当社北海道 PCB 廃棄物処理施設にある浄化槽排水の定期測定結果（速報値）から、全窒素の値が環境保全協定に定める日間平均値を超過していたことが判明しました。

直ちに、原因究明のための排水サンプリングを行い、本日 15 時に排水を停止しました。

当該浄化槽は、生活排水を処理する設備ですので、PCB は含まれておりません。また、PCB の施設外への漏洩や環境への影響はありません。

1. 測定の結果

(1) 試料の採取日時及び全窒素分析結果（速報値）

①	平成 23 年 9 月 27 日	16 : 30	34	mg/L
②	平成 23 年 9 月 28 日	0 : 30	37	mg/L
③	平成 23 年 9 月 28 日	8 : 30	32	mg/L
	日間平均値		34	mg/L

(2) 協定に定める排出管理目標値

60 mg/L 以下（日間平均 30 mg/L 以下）

2. 現在の対応状況

確認及び原因究明のため、浄化槽排水出口及び最終放流口で排水採取を行い分析中です。

浄化槽からの排水は停止中。

3. 今後の対応

浄化槽の点検等を行い、適切な対策を講じる予定です。

以上

<連絡先>

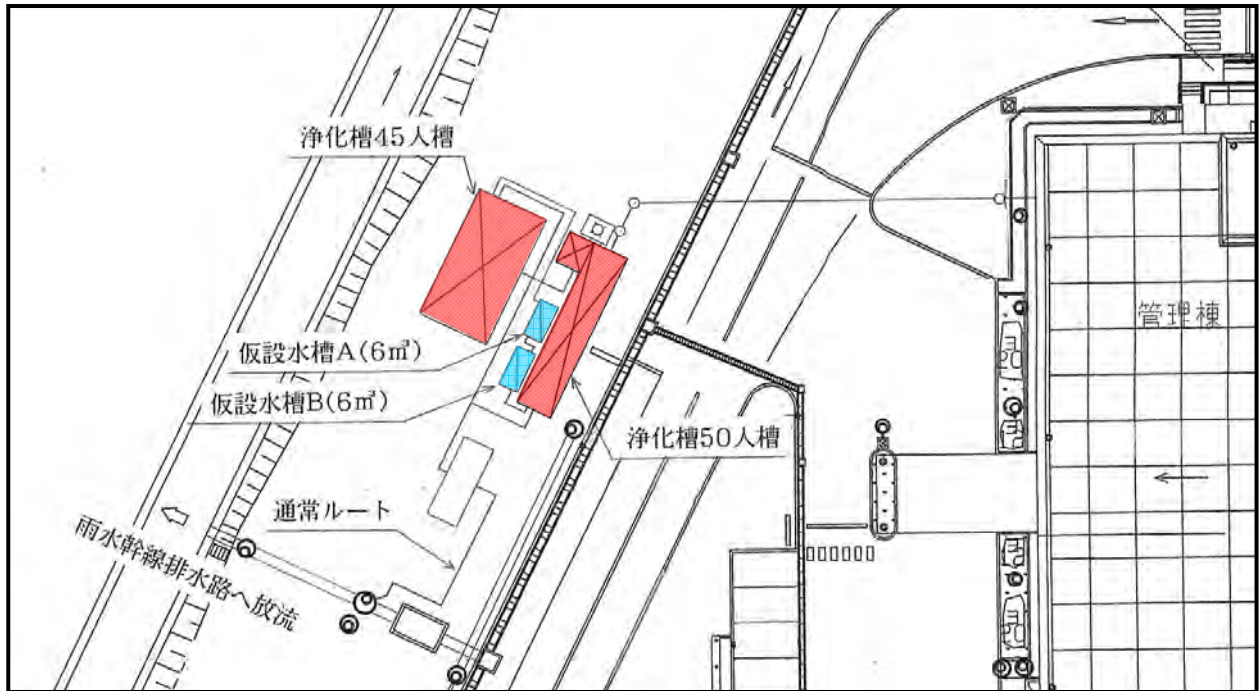
日本環境安全事業株式会社北海道事業所

所長 青木 仁志 (0143 - 22 - 3111)

安全対策課長 中尾 修一 (同上)

【発生源(JESCO分)】

項目	採取日	前回のモニタリング結果				今回のモニタリング結果				停止前	水質管理目標値 (カッコ内は日間平均)
		平成 23 年				平成 23 年					
		2月1日 16:00	2月2日 0:00	2月2日 8:00	日間 平均	9月27日 16:30	9月28日 0:30	9月28日 8:30	日間 平均		
pH		7.2	7.2	7.1		7.1	7.1	7.2			5.8~8.6
SS	(mg/L)	15	6	5	9	4	3	3	3		30(20)mg/L
BOD	(mg/L)	11	11	9.5	10	5.0	2.9	9.2	5.7		20(15)mg/L
COD	(mg/L)	8.6	8.0	7.9	8.2	6.4	6.3	6.2	6.3		80(60)mg/L
全窒素	(mg/L)	13	14	14	14	34	37	32	34	18	60(30)mg/L
全リン	(mg/L)	0.20	0.11	0.099	0.14	0.056	0.044	0.039	0.046		8(4)mg/L
n-ヘキサン(鉱物油)	(mg/L)	1未満	1未満	1未満		1未満	1未満	1未満	1未満		5mg/L



排水経路と浄化槽及び仮設水槽の配置図



浄化槽及び仮設配管等の設置状況